

議案第 19 号

上尾市立小・中学校使用教科用図書採択に関する規則の制定について

上尾市立小・中学校使用教科用図書採択に関する規則を次のように定める。

平成 26 年 3 月 27 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立小・中学校使用教科用図書採択に関する規則  
(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 6 号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）に基づき、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、上尾市立小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）において使用する教科用図書（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 34 条第 1 項（同法第 49 条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）の採択を行うために必要な事項を定めるものとする。

(採択の基本的な考え方)

第 2 条 教育委員会は、文部科学省及び埼玉県教育委員会の教科用図書の採択に係る基本的な考え方にとり、採択の対象となる教科用図書について、十分な調査研究を行い、児童生徒の実態に配慮し、適正かつ公正な採択に努めなければならない。

(採択の方法)

第 3 条 教科用図書の採択は、教育委員会が義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 10 条の規定に基づく埼玉県教育委員会の指導、助言又は援助の下に行うものとする。

2 教育委員会は、市立学校において使用する教科用図書を種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに1種採択する。  
（採択のための組織）

第4条 教育委員会は、採択に必要な資料（以下「選定資料」という。）を得るため、教科用図書選定資料作成委員会（以下「資料作成委員会」という。）を設置する。

2 教育委員会は、教科用図書について専門的な調査研究を行うため、教科ごとに教科用図書調査研究専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

（資料作成委員会の任務）

第5条 資料作成委員会は、教育委員会からの調査依頼を受け、専門部会及び学校の調査研究結果、教科用図書展示会におけるアンケートを参考に協議及び検討を行い、その結果を指定された期日までに、選定資料を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

2 資料作成委員会は、第9条に規定する報告及び説明を専門部会に求めることができる。

3 資料作成委員会は、第16条に規定する調査研究結果の報告を校長に求めることができる。

4 資料作成委員会は、専門部会の報告がなお不十分と思われるときは、これを差し戻して、改めて調査研究の上、報告を求めることができる。

5 資料作成委員会は、教育委員会の求めに応じ、教育委員会の会議に出席し、調査検討事項の説明を行うものとする。

（資料作成委員会の組織）

第6条 資料作成委員会は、別表第1に掲げる資料作成委員をもって組織し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 資料作成委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 3 委員長及び副委員長は、資料作成委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を総理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(資料作成委員会の会議)

第7条 資料作成委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 資料作成委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 資料作成委員会の会議の議事は、出席した資料作成委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

(資料作成委員の任期)

第8条 資料作成委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該年度の8月31日までとする。

(専門部会の任務)

第9条 専門部会は、教科用図書の内容を調査研究し、資料作成委員会に対して、指定された期日までに、調査研究資料を作成し、報告しなければならない。

- 2 専門部会は、教育委員会の求めに応じ、教育委員会の会議に出席し、調査検討事項の説明を行うものとする。

(専門部会の組織)

第10条 専門部会は、別表第2に掲げる専門部会委員(教科用図書について専門的な調査研究を行う者をいう。以下同じ。)をもって組織し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- 2 各専門部会に、専門部会長を置く。
- 3 専門部会長は、各専門部会の代表として資料作成委員を務めるとともに、会務を総理する。

(専門部会の会議)

第11条 専門部会の会議は、専門部会長が招集する。

(専門部会委員の任期)

第12条 専門部会委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該年度の8月31日までとする。

(守秘義務)

第13条 資料作成委員及び専門部会委員は、教科用図書の調査研究の過程で知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(欠格事項)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、資料作成委員及び専門部会委員となることができない。

- (1) 教科用図書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
- (2) 顧問、参与、嘱託等名称のいかんを問わず、事実上教科用図書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者
- (3) 過去4年間に、教科用図書及び教師用指導書の著作及び編集に関与した者（事実上著作に参加し、又は協力した者を含む。）
- (4) 著作者が団体である場合は、その団体の役員及びこれに準ずる者並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族
- (5) その他、教科用図書発行者の事業の運営に重要な影響を有する者

(解嘱等)

第15条 教育委員会は、資料作成委員及び専門部会委員が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、任期の途中であっても解嘱し、又は解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があったとき。

- (2) 病気その他の理由により職務が遂行できなくなったとき。
- (3) 委員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が委員を解任する必要があると認めたとき。

(市立学校における調査研究結果)

第16条 資料作成委員会は専門部会の作成した全ての教科用図書の調査研究結果のほか、市立学校における教科用図書の調査研究結果を選定資料作成の参考にすることができる。

(採択された教科用図書の周知)

第17条 教育委員会は、採択した教科用図書を広く市民の閲覧に供するため、閲覧方法等の周知に努めるものとする。

(庶務)

第18条 資料作成委員会及び専門部会に関する庶務は、教育委員会学校教育部指導課において処理する。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

資料作成委員会

資料作成委員	
校長会代表（小・中学校から 1 名ずつ）	2 人
各専門部会の代表	9 人
教育委員会学校教育部指導課事務局職員	2 人

別表第 2（第 10 条関係）

専門部会

小学校

教科ごとの専門部会	分掌種目等	専門部会委員
国語教科用図書調査研究専門部会	国語、書写	校長又は教頭 若しくは主幹 教諭等から 7 人以内
社会教科用図書調査研究専門部会	社会、地図	
算数教科用図書調査研究専門部会	算数	
理科教科用図書調査研究専門部会	理科	
生活教科用図書調査研究専門部会	生活	
音楽教科用図書調査研究専門部会	音楽	
図画工作教科用図書調査研究専門部会	図画工作	
家庭教科用図書調査研究専門部会	家庭	
体育教科用図書調査研究専門部会	保健	

中学校

教科ごとの専門部会	分掌種目等	専門部会委員
国語教科用図書調査研究専門部会	国語、書写	校長又は教頭 若しくは主幹 教諭等から 7 人以内
社会教科用図書調査研究専門部会	地理的分野 歴史的分野 公民的分野 地図	
数学教科用図書調査研究専門部会	数学	
理科教科用図書調査研究専門部会	理科	
音楽教科用図書調査研究専門部会	音楽	
美術教科用図書調査研究専門部会	美術	
保健体育教科用図書調査研究専門部会	保健体育	
技術・家庭教科用図書調査研究専門部会	技術分野 家庭分野	

#### 提案理由

平成26年度より、上尾市教育委員会が、上尾市立小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択を単独で行うことに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、必要な事項を定めるため、この案を提出する。